

朝霞都市計画区域区分の変更

朝霞都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	119.7 千人	131.4 千人
市街化区域内人口	113.1 千人	124.7 千人
配分する人口	—	124.7 千人
保留する人口	—	※
(一般保留)	—	※

※ 別紙広域都市計画圏の人口フレームによる

－ 理由 －

宮戸地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区及び根岸台七丁目西地区は、地区計画を策定し、適切な地区施設道路の配置などにより良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

[参考] 広域都市計画圏に係る人口フレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

県南広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム

	都市計画区域内人口		市街化区域内人口		
	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の 10年後)	平成12年 (基準年)	平成22年 (基準年の 10年後)	
				配分する人口	保留人口フレーム
県南 都市計画圏	千人 5,624.4	※千人 5,844.4	千人 4,820.6	千人 5,041.0	千人 5,040.4
1 川口 都市計画区域	460.0	466.2	451.3	457.6	
2 草加 都市計画区域	431.0	440.3	410.6	420.0	
3 蕨 都市計画区域	71.1	71.1	71.1	71.1	
4 戸田 都市計画区域	108.0	118.9	108.0	118.9	
5 鳩ヶ谷 都市計画区域	54.5	54.5	54.5	54.5	
6 和光 都市計画区域	70.2	78.6	64.7	73.1	
7 さいたま 都市計画区域	1,133.3	1,193.1	1,012.3	1,072.2	
8 越谷 都市計画区域	394.0	412.0	311.7	329.9	
9 朝霞 都市計画区域	119.7	131.4	113.1	124.7	
10 志木 都市計画区域	65.1	65.2	64.4	64.5	
11 新座 都市計画区域	149.5	155.8	134.7	141.0	
12 富士見 都市計画区域	239.1	251.4	207.4	219.8	
13 川越 都市計画区域	407.8	418.9	304.1	315.1	0.6
14 所沢 都市計画区域	330.1	340.9	280.6	291.3	
15 春日部 都市計画区域	240.9	246.7	208.3	214.2	
16 狹山 都市計画区域	161.5	162.4	118.5	119.4	
17 上尾 都市計画区域	245.2	254.6	207.8	217.2	
18 入間 都市計画区域	147.9	151.8	128.0	131.9	
19 蓼田 都市計画区域	133.8	139.7	82.3	88.2	
20 飯能 都市計画区域	67.2	69.6	51.1	53.5	
21 桶川 都市計画区域	74.0	75.9	58.2	60.2	
22 久喜 都市計画区域	72.7	75.3	56.3	58.9	
23 北本 都市計画区域	69.5	73.9	52.8	57.1	
24 坂戸 都市計画区域	165.0	174.0	126.3	135.2	
25 幸手 都市計画区域	213.3	221.6	142.5	150.9	

(注) ※欄については、一般保留人口0.6千人を含む。

理由書

朝霞都市計画区域区分は、都市計画法第15条第1項第2号の規定により、埼玉県が定める都市計画です。

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

宮戸地区は、朝霞市の北部、東武東上線朝霞台駅及びJR武蔵野線北朝霞駅から北へ約1.0km、関越自動車道所沢インターチェンジから東へ約4.8kmに位置しています。

岡一丁目地区は、朝霞市の中央部、東武東上線朝霞駅から北へ約0.9km、東京外環自動車道和光北インターチェンジの西約2.3kmに位置しています。

根岸台二丁目地区は、朝霞市の中央部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.0km、東京外環自動車道和光北インターチェンジの西約1.5kmに位置しています。

根岸台七丁目東地区は、朝霞市の南東部、東武東上線朝霞駅から東へ約0.8km、東京外環自動車道和光インターチェンジの北約1.5kmに位置しています。

根岸台七丁目西地区は、朝霞市の南東部、東武東上線朝霞駅から東へ約0.6km、東京外環自動車道和光インターチェンジの北約1.7kmに位置しています。

2 変更の必要性

宮戸地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区及び根岸台七丁目西地区は、地区計画を策定し、適切な地区施設道路の配置などにより良好な市街地形成が確実となつたことから、市街化区域に編入するものです。

3 規模

◆ 市街化区域への編入面積

宮戸地区	約11ha	岡一丁目地区	約10ha
根岸台二丁目地区	約15ha	根岸台七丁目東地区	約9ha
根岸台七丁目西地区	約9ha		

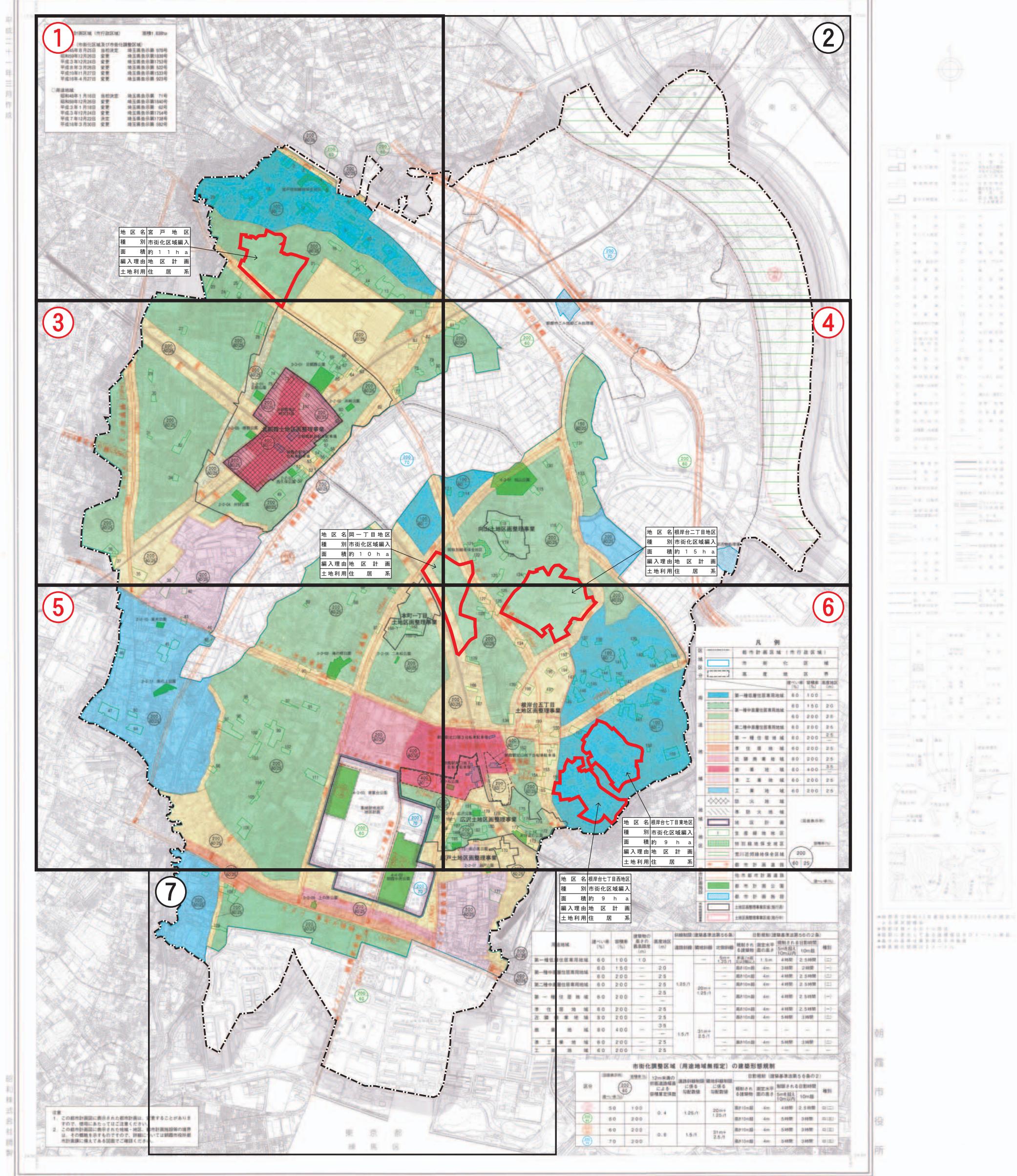
4 関連する都市計画

区域区分の変更とともに、以下の都市計画を定める予定です。

- ①地区計画（朝霞市決定）
- ②防火地域及び準防火地域（朝霞市決定）
- ③生産緑地地区（朝霞市決定）

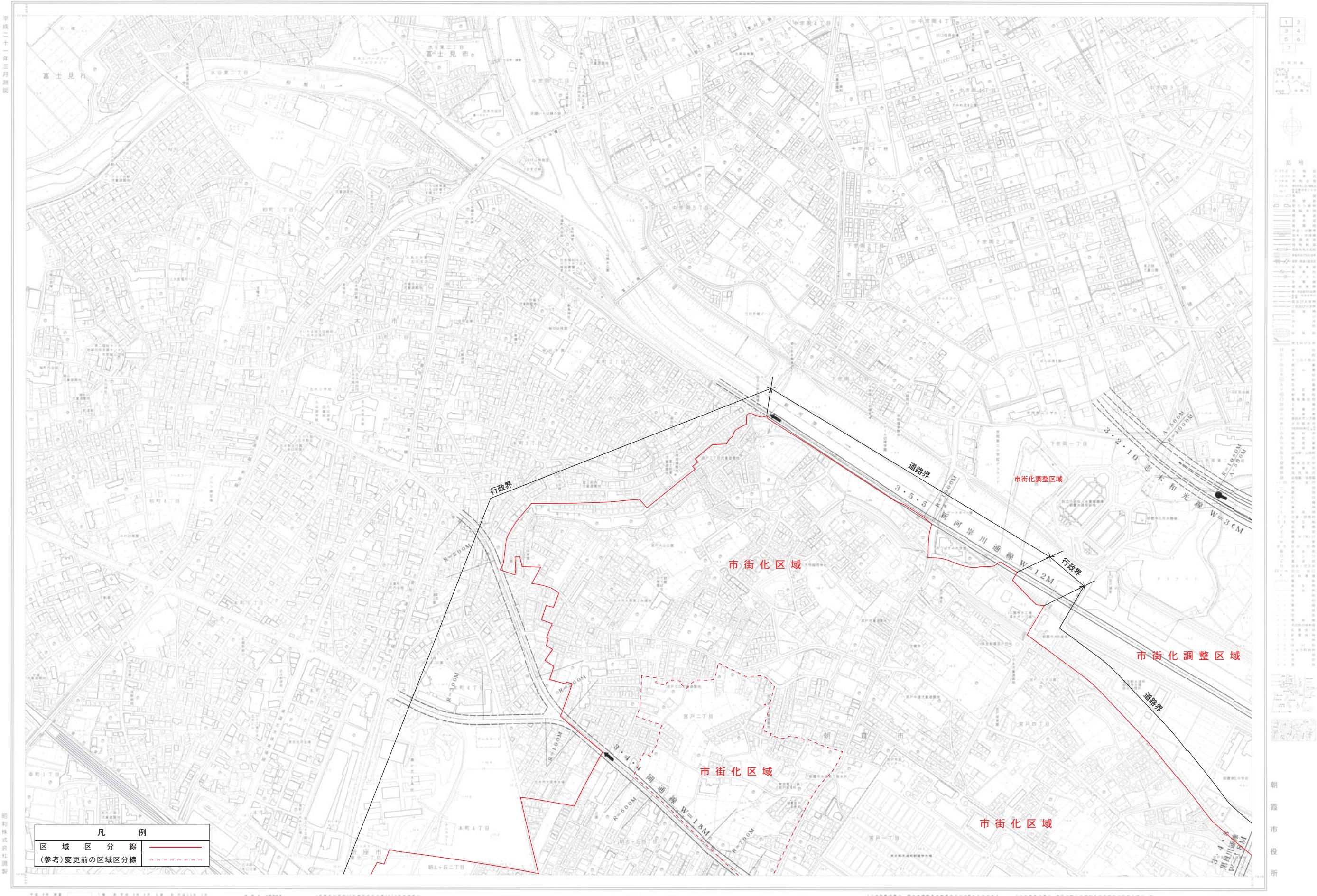
□ 総括図

朝霞市都市計画図



□計画図

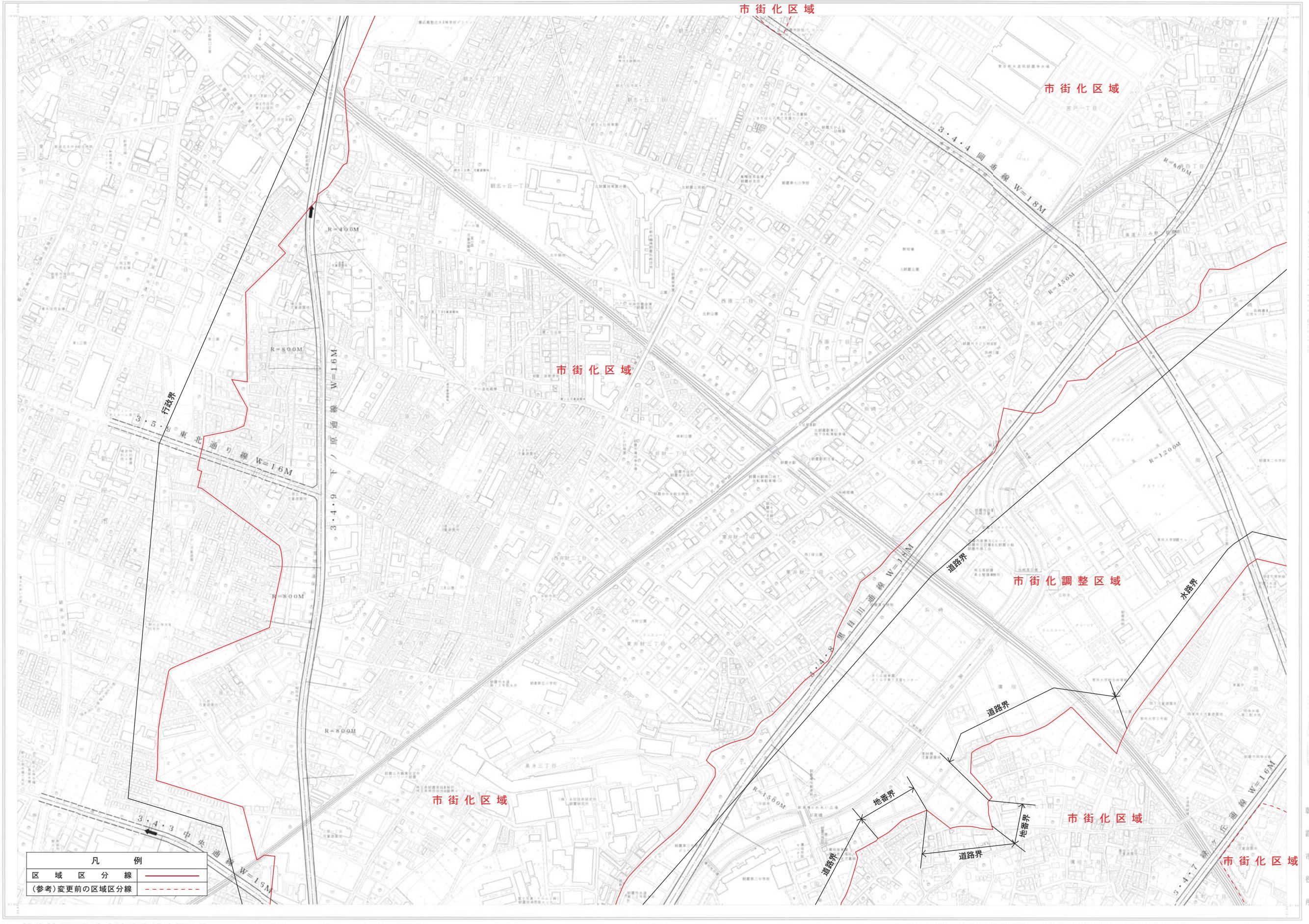
朝霞市 1



□ 計画図

朝 霞 市 3

甲戌二十二年三月朔閏



昭和株式会社謹製

卷之三

- ・准 勝美は昭和43年建築基準法第200号令の改正による準基準規格
- ・特許は権利より下記図
- ・開拓に参考してある基準規格はヨーロッパ標準
- ・風景は東洋風の平均風景
- ・表面積の開拓計マードル

1 2,500

「二の施設は、国土地理部員の施設をうけたものである。」
（昭和五年　平成　四月　第一回）

この所蔵者番号は、本館資料の所蔵者番号で、既存の所蔵者番号を改めることなく、新規に付与するものである。
(本館番号) 平18 聖四 箱15号

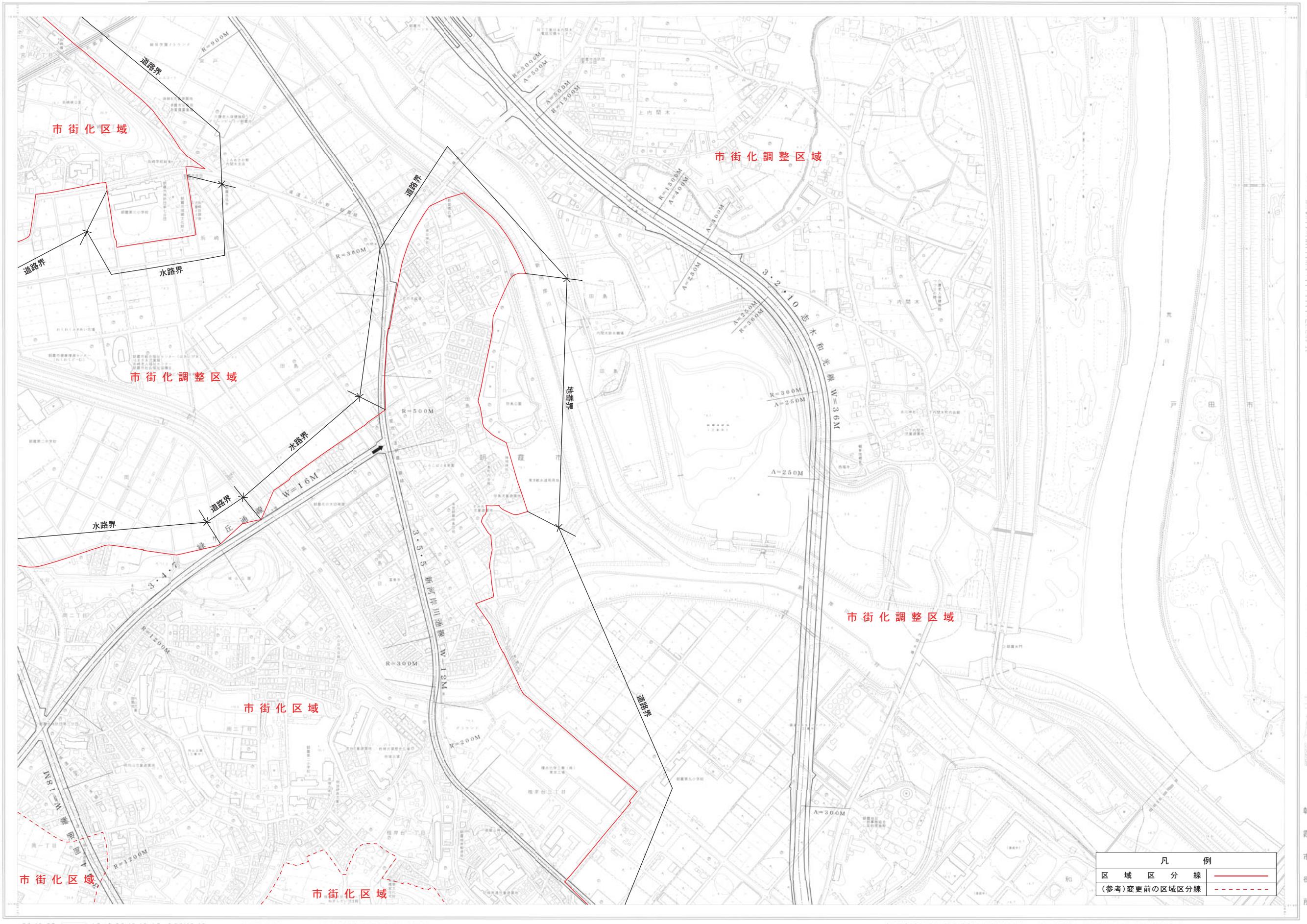
No.3

域

□計画図

朝霞市 4

平成二十一年三月測圖



朝霞市役所

No.4

「この測量成績は、国土地籍附帯の勘定をうけて頃たるものである。」
〔勘定書名〕平23・間4・第112号

「この測量成績は、被災者国土地籍附帯の手帳及び取扱書を用いて、同被災者の測量結果と並び測量結果を記載して置いたものである。」
〔取扱書名〕平4・間4・第1号

「この測量成績は、被災者国土地籍附帯の測量を以て、同被災者の測量結果を記載して置いたものである。」
〔測量結果名〕平4・間4・第113号

「この測量成績は、被災者国土地籍附帯の勘定をうけて頃たるものである。」
〔勘定書名〕平11・間4・第213号

□ 計画図

朝 霞 市 5

平成二十一年三月刻印



昭和株式会社 製

凡 例	
区域区分線	
(参考)変更前の区域区分線	

平成 4 年 8 月	1 棚	新	平成 4 年	5 月	1 棚	上	平成 11 年 8 月
平成 10 年 8 月	2 棚	中	平成 10 年	6 月	2 棚	中	平成 11 年 8 月
平成 15 年 8 月	3 棚	中	平成 15 年	5 月	3 棚	中	平成 11 年 8 月
平成 21 年 8 月	4 棚	舊	平成 21 年	10 月	4 棚	下	平成 22 年 3 月
	5 棚	舊	平成 21 年	1 月	5 棚	下	平成 22 年 3 月
					7 棚	下	平成 22 年 3 月

通 常 采 比 费 莱 地 瓦
布 斯 特 雷 钢 2 m

- ・複数名は昭和42年複数名表示第2234号の規定による第1種複数名
- ・複数名は複数ルート片回路
- ・回路に表示してある複数名は各々は一ルート単位
- ・第1の場合は1回路の平均電流
- ・等高線の開拓口はマーテル

1 2,500

「この御審査委員は、國土地理院の委員をうけて務めたものである。」
（昭和新書）平12年 岩田一葉（12年）

「この御審査委員は、國土地理院の地質研究の委員をうけて務めたものである。」
（昭和新書）平12年 岩田一葉（12年）

「この御審査委員は、地理審査課の地理研究の委員をうけて務めたものである。」
（昭和新書）平12年 岩田一葉（12年）

「この御審査委員は、地理審査課の地理研究の委員をうけて務めたものである。」
（昭和新書）平12年 岩田一葉（12年）

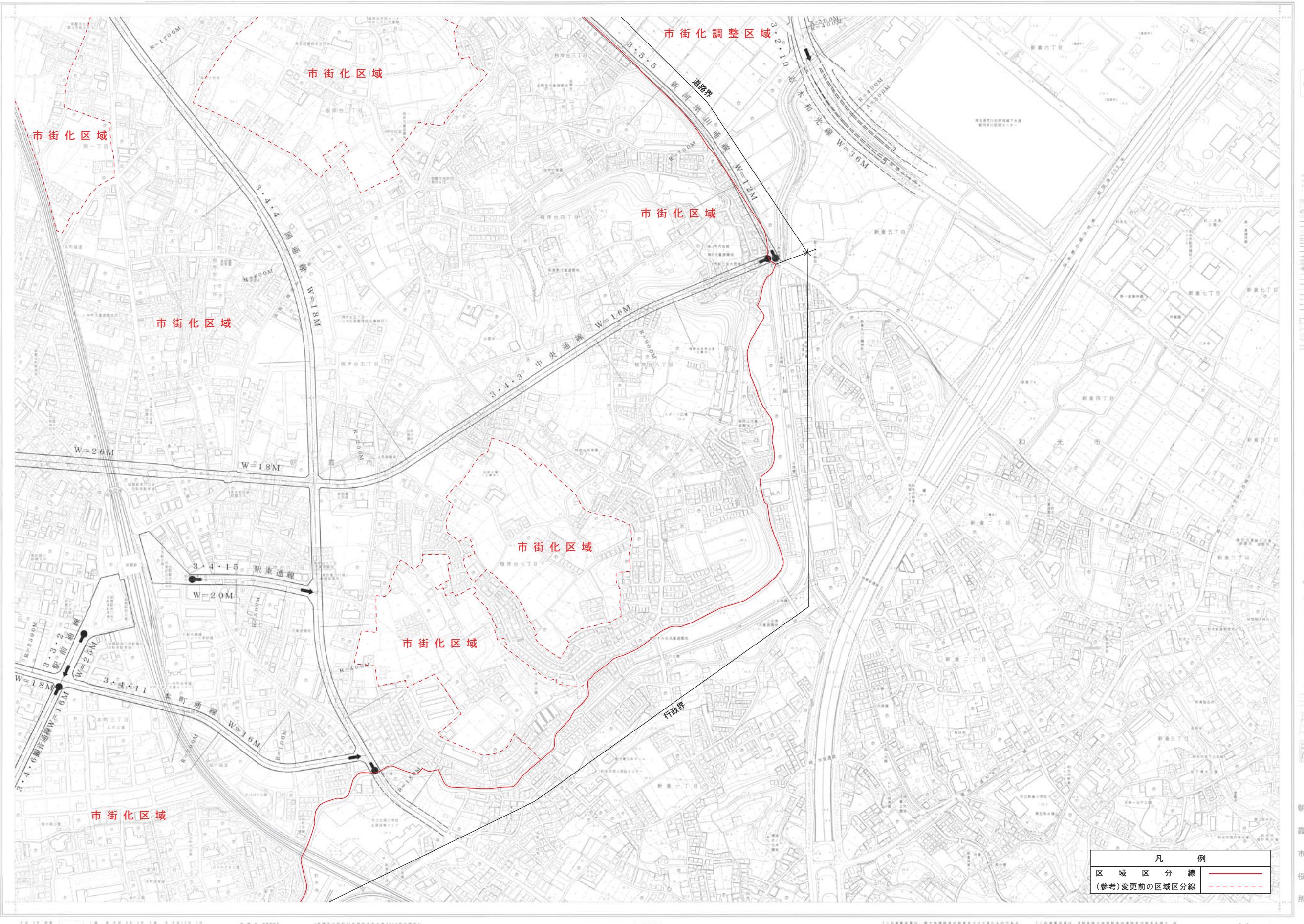
「この御審査委員は、國土地理院の委員をうけて務めたものである。」
（昭和新書）平12年 岩田一葉（12年）

No.5

□ 計画図

朝 霞 市 6

甲戌二十二年三月刻閱



昭和株式会社謹製

No.6